

## 懲戒処分書

事務所 福岡市中央区舞鶴三丁目2番35号

職・氏名 土地家屋調査士 小河徹

生年月日 昭和□□年□□月□□日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、平成30年4月10日から業務停止3か月に処する。

### 処分の事実及び理由

#### 第1 処分の事実

- 1 土地家屋調査士小河徹（以下「被処分者」という。）は、昭和□□年□□月□□日付け登録番号福岡第□□□□号をもって福岡県土地家屋調査士会の登録を受け、上記肩書地において土地家屋調査士の業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり土地家屋調査士法及び福岡県土地家屋調査士会会則に違反する行為を行ったものである。
- 2 被処分者は、平成□□年□□月□□日、□□□□□□□□□□及び同所□□□□□□□□□□の境界について、本来の境界を確認することなく、関係者の要望を調整した協議結果による境界を設定し、地積更正登記・土地分筆の登記申請を行い、当該登記を完了させた。

#### 第2 処分の理由

- 1 以上の事実は、当局及び福岡県土地家屋調査士会の調査から明らかである。

被処分者の上記第1の2の行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、福岡県土地家屋調査士会会則第87条（品位の保持等）、同第88条（会則の遵守義務）、同第92条（業務の取扱い）の各規定に違反するものであって、土地家屋調査士は、筆界に関する専門的知識及び経験を有することを前提とした有資格者であり、常にその地

位、資格に相応した適切な方法より、業務を遂行しなければいけないところ、被処分者はこれを怠り、協議結果の境界を認識しながら、当該境界を筆界として処理したことは、土地家屋調査士としての資質を欠き、国民の信頼を損なう悪質な行為であり、その職責からして、極めて厳しく非難されるべきである。

2 しかしながら、被調査者は、当局の事情聴取に対して、協力的な態度を示しており、過去には処分歴はなく、他の土地では協議結果の境界を基に測量し、登記をしたことはない旨供述していることから、これら一切の事情を考慮し、主文のとおり処分する。

3 この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成30年3月28日

福岡法務局長

